

## 9. 富良野市建設工事検査要領

平成6年4月1日

制 定

富良野市工事検査要領（昭和54年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 市が発注した請負工事の検査について、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

（検査の種類）

**第2条** 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合において実施するものとする。

- (1) 工事完成検査 工事請負契約の定めに基づき、請負人から工事完成通知書の提出があったとき。
- (2) 出来形部分等検査 工事請負契約の定めに基づき、請負人から出来形部分等確認請求書の提出があったとき、又は契約を解除した際において工事の出来形部分があるとき。
- (3) 指定部分検査 工事請負契約の定めに基づき、請負人から指定部分の工事完成通知書の提出があったとき。
- (4) 跡請保証部分検査 跡請保証に付した工事につき、当該跡請保証期間が満了したとき。
- (5) 跡請保証部分修補工事完了検査 跡請保証に付した工事につき、修補工事の施工を請求した場合において、請負人から当該修補工事に係る跡請保証部分修補工事完了通知書の提出があったとき。
- (6) 中間検査 工事途中において、予算執行者（富良野市財務規則（昭和58年規則第17号。以下「財務規則」という。）第3条第3号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。）が特に検査をする必要があると認めたとき。

（検査員の指定）

**第3条** 予算執行者は、財務規則第155条の規定に基づき検査員を指定しようとするときは、建設部技術審査課（以下「審査課」という。）職員及び工事主管課（以下「主管課」という。）係長以上の職にある者のうちから指定するものとする。

- 2 審査課に係る検査については、富良野市建設工事執行規則（昭和52年規則第16号。以下「工事執行規則」という。）の規定が適用される、工事について行うものとし、主管課に係る検査については、工事執行規則の規定（第10条及び第15条の規定を除く。）が適用されない工事について行うものとする。

（検査員の心得）

**第4条** 検査員は、常に正確な資料及び事実に基づき、公正かつ厳正に検査を実施するとともに、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(検査の実施)

**第5条** 検査員は、予算執行者から請負工事につき検査を命ぜられたときは、速やかに当該工事に係る工事請負契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、現地においてその適否を判定するものとする。

2 検査員は、工事請負契約において定めた期間内に検査を実施することができない事由が生じたときは、その旨を予算執行者に申し出てその指示を受けるものとする。

(検査結果の処理)

**第6条** 検査員は、請負工事につき検査を行ったときは、それぞれ次の各号に定めるところにより処理する。

(1) 工事完成検査

ア 工事目的物が検査に合格した場合

検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格したときは、工事完成検査調書を作成のうえ、これを予算執行者に提出するものとする。この場合において、検査員は当該工事目的物を跡請保証に付する必要があると認めるときは、当該工事完成検査調書にその旨を記載のうえ、跡請保証に付すべき部分につき跡請保証部分調書を作成し、これに添付するものとする。

イ 工事目的物が検査に合格しない場合

(ア) 検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格しないときは、工事完成検査報告書により予算執行者に報告するものとする。

(イ) 予算執行者は、検査員から工事完成検査報告書による報告を受けたときは、その内容を検討のうえ、請負人に対し工事目的物修補（改造）請求書により、一定の期限を定めて当該工事目的物の修補又は改造を請求するものとする。

(ロ) 予算執行者は、請負人が工事目的物の修補又は改造を完了したときは、工事目的物修補（改造）完了通知書によりその旨の通知を受けるものとする。

(ハ) 工事目的物修補（改造）完了通知書を受理した場合における処理は、工事完成通知書を受理した場合の例によるものとする。

(2) 出来形部分等検査

ア 検査員は、現地において当該工事目的物の出来形部分等（契約の解除に係る場合にあつては、出来形部分に限る。）を確認のうえ、出来形部分等検査調書及び出来形部分等内訳書を作成し、予算執行者に提出するものとする。

イ 予算執行者は、検査員から提出された出来形部分等検査調書及び出来形部分等内訳書を審査のうえ、その結果を出来形部分等確認通知書により当該工事に係る請負人に通知するものとする。

(3) 指定部分検査

ア 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格したときは、前号の例により処理するものとする。

イ 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格しないときは、第1号イの例により処理するものとする。

(4) 跡請保証部分検査

ア 検査員は、跡請保証部分につき検査を行ったときは、その結果につき跡請保証部分検査調書により予算執行者に報告するものとする。

イ 予算執行者は、検査員の報告に基づきその内容を審査のうえ、当該跡請保証部分につき修補工事の必要があると認めるときは、請負人に対し当該修補工事を請求するとともに、請書を徴するものとする。

(5) 跡請保証部分修補工事完了検査

ア 検査員は、跡請保証部分に係る修補工事が完了検査に合格したときは、跡請保証部分修補工事完了検査調書により予算執行者に報告するものとする。

イ 検査員は、跡請保証部分に係る修補工事が完了検査に合格しないときは、第1号イの例により処理するものとする。

(6) 中間検査

検査員は、工事目的物につき中間検査を行った場合は、その結果を書面により予算執行者に報告するものとする。

(緊急措置)

**第7条** 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、検査員は、事後速やかにその旨を予算執行者に報告しなければならない。

(検査の手続き)

**第8条** 主管課長は、工事の検査を受けようとするときは、工事の完成等を確認のうえ、設計図書、工事写真、その他関係書類を指定された検査員に送付しなければならない。

2 指定された検査員は、速やかに当該工事の検査日時その他必要な事項を主管課長に通知しなければならない。

(検査の立会)

**第9条** 検査は、請負人、主任技術者又は現場代理人及び監督員並びに主管課長及び係長が立会のうえ行うものとする。

2 検査員は、工事目的物の引渡しを受けることとなる所管課の職員の立会を求めることができる。

(検査の準備)

**第10条** 検査員は、検査にあたって、監督員若しくは請負人に対し、必要な測

定要員、用具及び関係書類の一切をあらかじめ準備させるものとする。

(資料等の提出)

**第11条** 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、監督員又は請負人（現場代理人を含む。）に対して、書類、写真及びその他の資料の提出、又は事実の説明を求めることができる。

(検査の方法)

**第12条** 検査は原則として次の順序で行うものとする。

- (1) 検査員は、監督員から下検査の結果等を聴取するほか、必要に応じ当該工事の関係書類及び資料等により検査をする。
- (2) 検査員は、現場を巡視し、設計図書と現場施行を照合確認するとともに、工事工程表と対比し、工事の進捗度を確認する。
- (3) 検査結果については、規則等に基づき、必要な措置及び手続きを行うものとし、検査後直ちに注意すべき点、特に優れている点等について請負人に対し講評する。
- 2 工事完成検査は、検査員が必要と認めた箇所について破壊、取外し、掘削、コア採取等を行い出来形を確認するものとし、破壊等の部分は速やかに請負人に命じて復旧させなければならない。
- 3 出来形部分等検査の出来高検査は、施行済材料をあらかじめ監査員から提出された出来形図及び出来高内訳書と照合し確認をする。
- 4 中間検査は、工事完成検査時に確認することが困難な部分を重点として実施するものとし、資材、施行方法、出来形工程等については、設計図書と適合しない場合、又は設計変更とする場合には、監督員及び請負人に指示するものとする。なお、現場内外の事故防止対策についても指導しなければならない。
- 5 跡請保証部分検査は、跡請保証期間満了後、工事完成検査に準じて検査を行うものとする。
- 6 検査員は、解体材、発生材等の跡片付の処理について、検査しなければならない。

(工事の手直しの措置)

**第13条** 工事の出来形不足、品質不良、施行間違い等で改造補強増工事等の手直しを必要とするもの、又は構造物の付帯設備等で機能が発揮できないもの等、重要な手直しを要するものについては、第6条の規定に基づき処理を行うものとし、手直し写真等の提出があった後、検査員が再検査を行う。この場合において、数量的に許容値を超えるものであっても、ごく限られた小範囲のもの等軽微な工事の完了の確認については、主管課長に委任することができる。

- 2 検査目的物の清掃、又は機能上支障とならない「きず」、路肩の損傷、小範囲の塗装の目残し、建具の微調整等ごく部分的軽易な手直しについては、監督員の確認によることができる。

(工事検査台帳)

**第14条** 検査員は、検査を終了した後直ちに工事検査台帳に必要な事項を記載しなければならない。

**附 則**

この要領は、平成20年4月1日から施行する。